

大分市家庭用燃料電池導入推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 7 月 1 8 日

大分市長 足 立 信 也

大分市家庭用燃料電池導入推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民への水素エネルギー関連機器のさらなる普及を図り、水素を日常的なエネルギーとして本格的に利用する水素社会の実現に寄与するため交付する大分市家庭用燃料電池導入推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和 4 9 年大分市規則第 5 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エネファーム 燃料電池ユニット、貯湯ユニット及びその他の附属品で構成される設備をいう。
- (2) 住宅 本市の区域内に存する賃貸の用に供する共同住宅以外の建物で、居住の用に供する部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以上のものをいう。
- (3) 系統連系 エネファームを電力会社の電力系統へ連系させることをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 現に居住し、又は居住する予定の住宅（以下「対象住宅」という。）にエネファームを設置する者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすも

の

ア 対象住宅の所有権、賃借権その他の権原を有すること。

イ アの要件に該当する者の配偶者又は２親等内の親族であること。

- (2) エネファームを設置した住宅（新築のものに限る。）を購入する者又はその配偶者若しくはその２親等内の親族

２ 前項に掲げる者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 過去にこの要綱の規定に基づく補助金その他本市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。

（補助対象事業）

第４条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 設置するエネファームが未使用品であって補助対象者がその所有権を有するものであり、かつ、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定する機器であること。
- (2) エネファームの設置に係る工事請負契約又はエネファームを設置した住宅（新築のものに限る。）若しくはエネファームの売買契約の締結日（変更契約を締結した場合は、当該変更契約の締結日）が事業を実施した日（エネファームの系統連系を開始した日をいう。以下同じ。）の属する年度の前年度の１０月１日以後であること。

- (3) 第6条第1項の規定による申請をしようとする日の属する年度内に、設置するエネファームの系統連系が開始され、又は開始される予定であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、エネファームの購入及び設置に係る経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、10万円を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、エネファームの設置に関し、国、県その他の機関から同様の趣旨の助成金等の交付を受ける場合は、補助対象経費の額から当該助成金等の額の総額を減じて得た額と同項に規定する額のいずれか少ない方の額を補助金の額とする。

4 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業を実施した日の属する年度の3月31日までに、大分市家庭用燃料電池導入推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 市税完納証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類

ア 対象住宅にエネファームを設置する場合 エネファームの購入に係る契約書及び当該エネファームの設置工事に係る請負契約書又はこれらに準ずる書類

イ エネファームを設置した住宅（新築のものに限る。）を購入する場合 当該住宅の購入に係る契約書又はこれに準ずる書類

- (3) エネファームの概要を説明する書類
- (4) エネファームの設置に係る経費の内訳書
- (5) エネファームの設置に係る経費の領収書の写し等
- (6) エネファームの設置後の住宅及びエネファームの写真
- (7) エネファームを設置した住宅の場所及びその付近の見取図
- (8) エネファームの系統連系が開始され、又は開始される予定であることを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(事務の代行)

第7条 申請者は、補助金に係る申請書の提出等の事務の手続を第三者に代行させることができる。

(交付の決定等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大分市家庭用燃料電池導入推進事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「設置者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市家庭用燃料電池導入推進事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(設置者の協力)

第10条 設置者は、市長から次に掲げる事項について協力を求められたとき

は、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(1) エネファームの使用状況等に関するアンケートの提出

(2) その他市長が必要と認める事項

(財産処分の制限)

第 1 1 条 設置者は、エネファームの設置が完了した日から 5 年を経過する日までの間は、市長の承認を受けないで当該エネファームを譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、設置者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金等の返還)

第 1 2 条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定による交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。

(6) その他市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、大分市家庭用燃料電池導入推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市家庭用燃料電池導入推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市家庭用燃料電池導入推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。